

資料 20（午後）	令和 2 年 3 月 18 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

就労定着支援における個別支援計画作成について

就労定着支援事業の提供に係る個別支援計画の作成については、

基準省令：見直しを 6 月に 1 回以上行う

解釈通知：計画を見直すべきかどうかについての検討を 3 月に 1 回以上行う

とされており、見直しの時期について解釈が統一されていない状態であった。

今回、「就労定着支援の円滑な実施について（平成 30 年 7 月 30 日付厚生労働省課長通知） 1 就労定着支援の指定基準の解釈について（8）就労定着支援計画の作成等」に、「サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも 3 月に 1 回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行うこと。」とあることから、就労定着支援計画の見直しは 3 月に 1 回以上行うことに解釈を統一する。

添付資料 「就労定着支援の円滑な実施について」

（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）